



70歳未満の方の高額療養費について

～平成27年1月診療分から自己負担限度額が変わります～

高額療養費制度とは

一月（1日～月末まで）に医療機関で支払った保険診療分の医療費が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額が申請により払い戻される制度です。

この自己負担限度額は年齢および所得の状況で設定されており、平成27年1月から70歳未満の方の自己負担限度額が、現在の3区分から5区分に変更されます。

《平成27年1月診療分から》

区分	所得区分	自己負担限度額（月単位の上限）	多数該当（*） （4回目から）
ア	上位所得者	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	上位所得者	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	一般所得者	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	一般所得者	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

（*）同一保険証で直近過去12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合に適用されます。

☆ 事前に「限度額適用認定証」の手続きをして医療機関に提示することで、医療機関ごと、入院・外来ごとに窓口でのお支払いが自己負担限度額までになります。

☆ 申請手続き等の詳細につきましては、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。

申請窓口

国民健康保険・・・市町村役場

協会けんぽ・・・全国健康保険協会都道府県支部

組合保険・・・各事業所、組合の保険担当窓口

☆ 70歳以上の方の自己負担限度額は平成27年1月から変更はありません。



お問い合わせ先：北上済生会病院 地域医療福祉連携室

電話：0197-64-7722（内線1220・1221・1530・1531）

FAX：0197-64-1133（直通）

